



令和7年度

第2のふるさとづくり実証事業公募説明会

第2のふるさと
A NEW HOMETOWN





「先駆的事例創出モデル」実証事業

1. 第2のふるさとづくりについて
2. 事業方針・事業概要・経費
3. 申請方法・申請方式

「企業版第2のふるさとづくりモデル」実証事業

4. 過年度の取組
5. 事業方針・事業概要・経費
6. 申請方法・申請方式

7. 事業スケジュール・公募期間

8. 質疑応答（30分）



令和7年度

第2のふるさとづくり

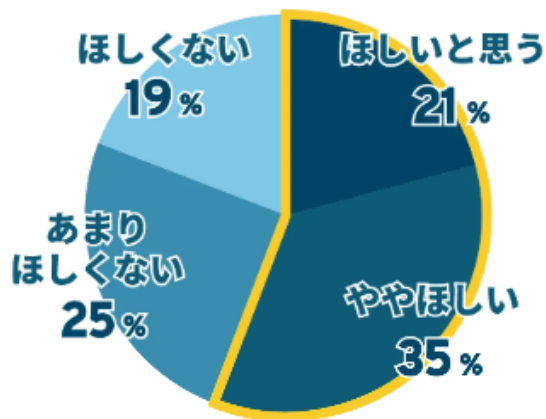
「先駆的事例創出モデル」実証事業



1.『第2のふるさとづくりプロジェクト』について

- 感染症拡大による生活様式・価値観の変化、リモートワーク等の進展、田舎にあこがれを持つ若者の増加などにより、他者とのリアルな繋がりを求める動きが増大。地域資源に触れ、地域との関係性や参画が段階的に深まり、地域の関係人口化することで、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等が期待。
- 観光庁では、このような傾向の国内旅行市場への取り込みを目指し、何度もその地域を訪問する「来訪者と地域の関係人口化」を目指す『第2のふるさとづくりプロジェクト』を令和4年より立ち上げ。

56% は“第2のふるさと”
がほしい



● 観光スポットを巡る

これまでの旅のスタイル

● 非日常の体験

● 「地域のお客様」

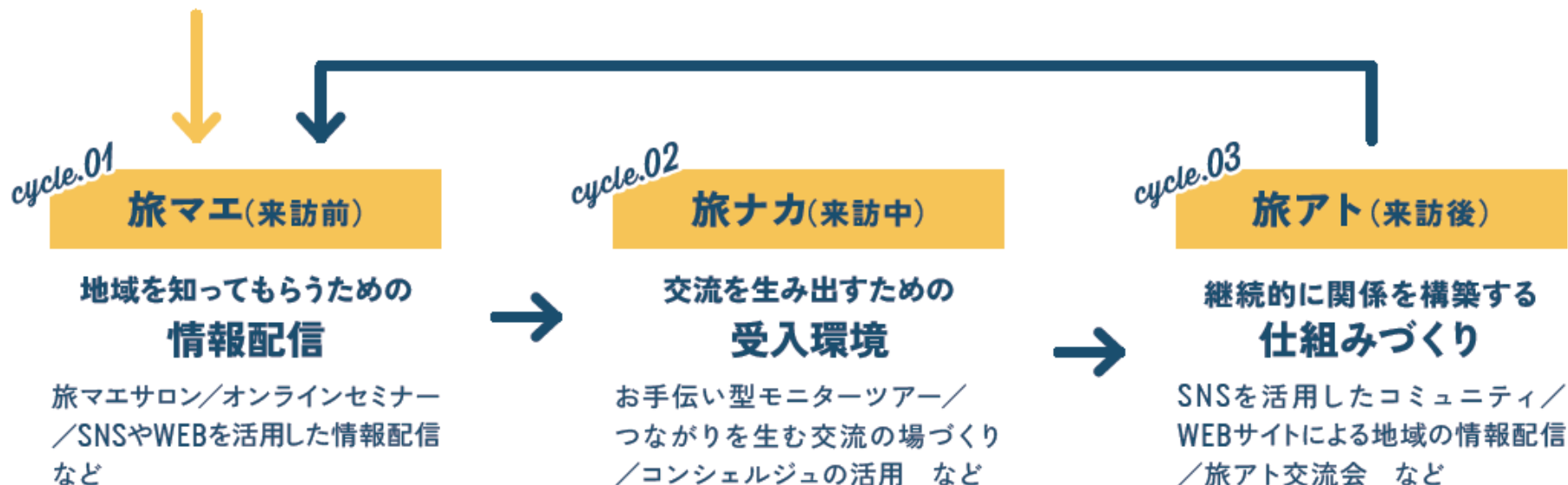


- 本プロジェクトでは、「来訪者と地域の関係人口化」に向けたモデル事業を実施。
- 人や地域との交流をきっかけに何度もその地域の来訪を目指す取組を支援。

第2のふるさとづくりプロジェクトが目指す循環型サイクル

体制づくり

地域が目指すコミュニティイメージの共有と合意形成
地域課題の把握、ターゲット設定、宿・交通・交流の場の整備 など



令和3年

令和4年

令和5年

令和6年

第2のふるさとづくり プロジェクトに関する有識者会議

- ・令和3年10月27日発足
- ・令和3年12月28日中間とりまとめ公表以降、定期的に開催し、モデル事業の進捗や今後の課題等について議論。

モデル実証

地域とのつながりの創出

- ・宿泊旅行の2割強を占める「帰省・知人訪問」に近い感覚で、これまで繋がりのなかった地域との新たな出会いを創出するモデル実証（19地域）
- ⇒来訪者887名、再来訪者145名、再来訪率約16%
- 再来訪率の向上を図るため、来訪の継続性に着目したモデルの構築が課題

継続的な来訪の仕掛けづくり

- ・継続的な来訪を促進するため、地域での学び・体験や地域住民との交流を通じた地域との深い関係性の構築に着目したモデル実証（18地域）
- ⇒来訪者1,564名、再来訪者279名、再来訪率約18%
- 昨年度の2倍近い来訪者・再来訪者を獲得したが、事業全体の再来訪率を大きく向上させるには至らず。一方、**旅アトの取組を実施している地域は再来訪率が高い傾向**（再来訪率が50%を超える地域も）。わずかではあるものの、**モニターツアー参加後3回以上来訪した方が24名現れるなど、多頻度来訪に繋がった事例も創出**。R4は見られなかった**実際の移住定住に繋がる例も創出**。

継続的かつ多頻度での来訪の創出

- ・当該地域への理解が一定程度進んだ層をターゲットに、継続的かつ多頻度での来訪の創出に着目したモデル事業。再来訪者からのニーズの高い「**地域行事・地域運営への参画**」をテーマにした**プログラム**を造成する12地域を採択。

＜令和5年度事業からの主な変更点＞

- ① **年4回以上の来訪する者を10人以上創出**を目指す取組に限定
- ②モニターツアー参加者の**滞在費負担は原則不可**とし、自発的な来訪を促進
- ③事業期間中に自走化に向けた**中長期経営計画の策定**・地域との深い交流を生み出す**交流拠点の構築を必須化**
- ④旅マエ・ナカ・アトの切れ目ない**循環型サイクルの構築を推奨**

- 過去3年間、地域との関係性の構築、滞在や移動環境の整備などにより、継続的かつ多頻度の来訪を促すプログラムを造成し、**来訪者を関係人口化する取組**を推進。
- しかしながら、これまでの3ヶ年の取組を通して継続的な来訪を促すプログラムモデルは構築できたものの、**地域への経済効果の拡大や、事業の持続可能性の向上が課題**。

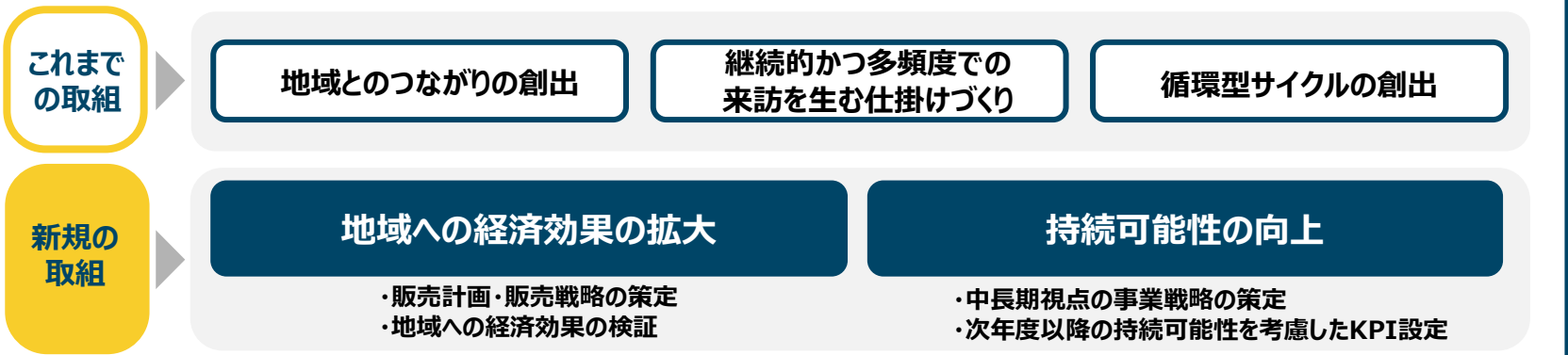
過年度

- ✓ ターゲットニーズに着目した**継続的かつ多頻度での来訪**を生む仕掛けづくり
- ✓ **交流拠点**の整備および**宿泊移動環境**の整備
- ✓ 「旅マエ」「旅ナカ」「旅アト」の切れ目ない**循環型サイクル**づくり

過年度の課題

- ✓ 「第2のふるさとづくり」は参加された方の満足度が高く、地域側にとっても関係人口の獲得や地域の賑わい創出などに貢献している一方、収益化可能なビジネスモデルが構築できていない。
- ✓ 地域の関係人口化には一定の効果を生じさせているものの、地域への経済効果という観点から質・量ともに拡大が必要。

構築したいモデルのイメージ



令和7年度

目的・ターゲット

- ・ **継続的かつ多頻度での来訪を促す**ことによる地域への愛着の深化や自発的な来訪意欲の向上
- ・ 過去の取組や来訪情報等をもとにターゲットとなりうる層に対してのニーズ分析を事前に行い、ターゲットを定めること。

実施する内容



①継続的かつ多頻度での来訪を促す仕組みづくり

- ターゲット層のニーズに応じたプログラムの造成
- 上記 i. による来訪の前後において地域の関係性の継続・深化を図るための取組
- その他「第2のふるさとづくり」のために有効な取組（交流拠点整備など）

事務局より各地域に
伴走支援者を派遣予定



②中長期視点の事業計画の策定

- 事前に販売計画・販売戦略を立て、事業内にて集客や販売等に関する仮説検証
- 本実証で取り組む事業について中長期的な方針・計画を策定



③地域への経済効果の検証

- 地域外からの来訪者に対し地域内での消費を促し、それを地域内で循環させる仕組みづくりを構築
- 造成したプログラムの地域への経済効果について目標設定および検証

2.事業概要②

申請主体

- ・ 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする民間事業者等の組織・団体・協議会
 ※申請の代表主体が地方公共団体でない場合、地方公共団体との連携を必須とし、**趣意書を提出すること。**
- ・ 地方公共団体の観光関連部署だけでなく、移住関連部署や産業振興部署等の関連部署と連携すること。
- ・ 代表主体は、「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」に参画をしていること。

採択件数・事業上限額

採択件数

8件程度

事業上限額

1,100万円

※モニターツアー参加者の経費を負担することは原則不可。
 ただし、再来訪の誘因を創出する観点から、地域内クーポン等のインセンティブづくりは認める。

加点項目

- ・ 申請段階で事業の自走化に向けた具体的な取り組みに関する記載があること。
- ・ 既に実施している他の取組や、今後予定している取組と本事業との相乗効果が大いこと。
- ・ 滞在施設や移動等をセットとした販売の実証を伴った実施計画を立てていること。
- ・ 年4回以上の継続的かつ多頻度に来訪する仕組みづくりが具体的に計画されていること。

本事業における実証事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施。

対象経費①

実証事業等の費用	経費の項目	対象経費
	人件費・賃金	<p>本事業を行うために必要な人件費（例：報告書等の作成、評価・検証、モデルケース構築等に従事する者の人件費）。</p> <p>実証事業等に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金。</p>
	旅費	<p>実証事業等を行うために必要な出張等に係る経費。</p>
	謝金	<p>実証事業等を行うために必要な謝金（例：会議等に出席した外部専門家等に対する謝金）。</p> <p>貴団体の謝金規定等に基づき計上してください（ただし、国の支出基準は超えないこと。）。</p>
	広告宣伝費	<p>実証事業内で行う、当該事業の魅力発信に向けた企画・開発・広報等に必要な費用（例：ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS運営費、メディア等へのリリースに要する費用）。</p>
	借料及び損料	<p>実証事業等を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。（新築・改築や物品購入等のハード事業は対象外。）</p>
	消耗品費	<p>実証事業等を行うために必要な消耗品（例：紙、封筒、ファイル、文具用品類）の購入に要する経費。</p> <p>ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。</p>
	その他諸経費	<p>実証事業等を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i. ～vi. のいずれの区分にも属さないもの。</p> <p>例：通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料）、光熱水料（例：電気、水道、ガスの料金）、損害保険料、振込等手数料、翻訳通訳、速記費用、印刷費</p>

本事業における実証事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施。

対象経費②

経費の項目	対象経費
再委託費	事業事務局との取決めにおいて、事業実施者が実証事業等の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。
一般管理費	実証事業等を行うために必要な経費であって、本事業等に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、Ⅰ. 及びⅡ. の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。(Ⅱ. に一般管理費が含まれる場合は、合計額からその額を除く。)

対象外の経費

- **モニターツアー参加者の滞在費・交通費（観光庁が事業の持続可能性の向上に資すると認めた場合を除く）**
- 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- 建物等施設の建設・改修に関する経費
- 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- 事業実施者における経常的な経費（実証事業実施に係らない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- 実証事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等
- 実証事業等と無関係と思われる経費 等

3.申請方法・申請方式

提出書類

- **公募要領及び申請様式は、観光庁HPにて公開しております。**
- すべての提出書類を準備していただきます。
- (1) については**Excel形式とPDF形式**、(2) については**PowerPoint形式とPDF形式**のものをそれぞれ提出すること。

ファイル形式	様式	
(1) Excel形式	様式1：事業内容申請書	それぞれの形式で書類作成後、PDF形式に変換し元データと共に提出すること。
	様式2：申請主体	
	様式3：実施体制	
	様式4：事業計画書	
	様式5：スケジュール	
	様式6：費用積算書	
	別紙1：趣意書	
(2) PowerPoint形式	事業概要説明書	

提出時の留意点

- ファイル容量は合わせて10MB以内とすること。
- 事業概要説明書は観光庁等が公表することを前提として作成すること。

提出方法

申請書類を添付し、**電子メールにて提出**すること。
大容量送受信ツール等を使用することは原則不可。

観光庁観光資源課 第2のふるさとづくりプロジェクト担当

電子メール hqt-okaeri@ki.mlit.go.jp

※電子メールの件名の冒頭に、必ず「**提出**」と付記してください。



令和7年度

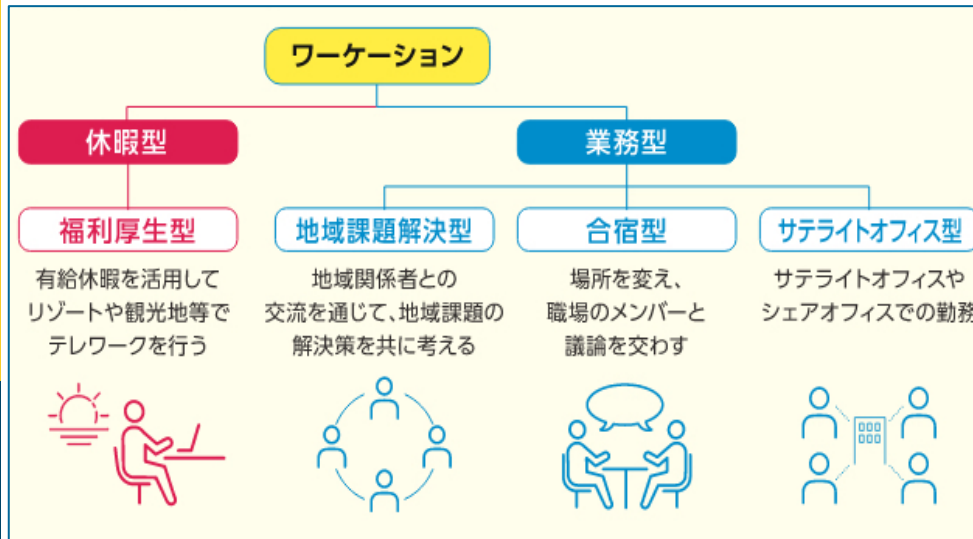
第2のふるさとづくり

「企業版第2のふるさとづくりモデル」実証事業

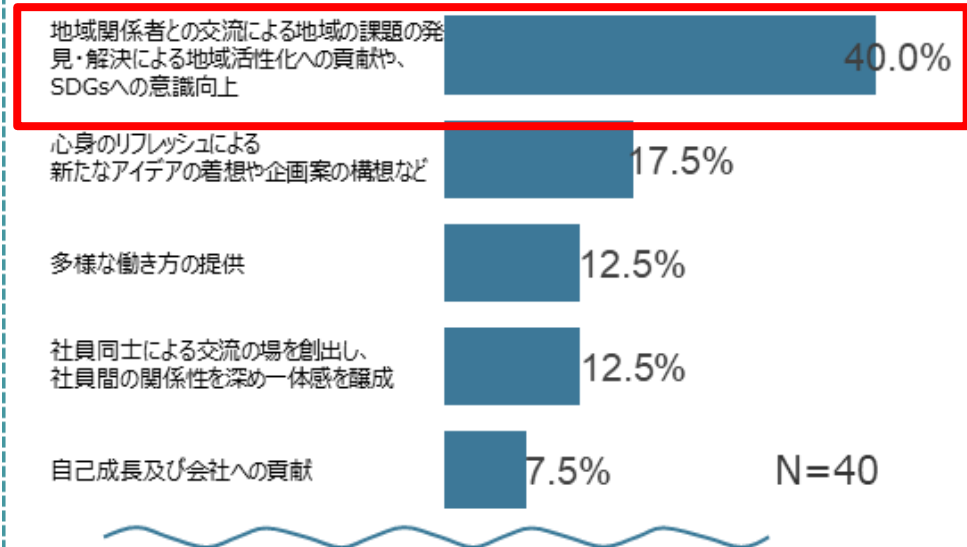


- ワケーションの形態では、単に余暇期間を活用したテレワーク（福利厚生型）だけでなく、業務の一環として、地域貢献を目的とした地域課題の解決をテーマにしたワーケーション（地域課題解決型）や職場内のチームワークの向上やスキルアップを目的としたワーケーション（合宿型）等によるものも存在。
- 送り手となる企業からは、**福利厚生型よりも、地域課題解決型や合宿型へのニーズが高い**。観光庁でも令和5年度事業において企業からニーズが高いモデルの構築を実施。

ワーケーションの種類



ワーケーションで実現できそうな効果



地域課題
解決型

岩手県釜石市

企業-地域の協働による地域課題解決型ワーケーション

- ✓ 釜石市は、震災復興が着実に進む一方、人口減少による地域産業が衰退し、交通サービスの低下など地域課題が表面化。
- ✓ こうした生の地域課題に触れることを目的に、地域創生への意欲が高い企業を誘致・地域課題とのマッチングを実践。
- ✓ また、参加企業に対して、震災の記憶追体験プログラムや漁業体験、海洋保全学習プログラムを組み込む事で、釜石の魅力が体験できるワーケーションプログラムを実施。

【NTT東日本・NEC】
ワーケーションテーマ：水産業

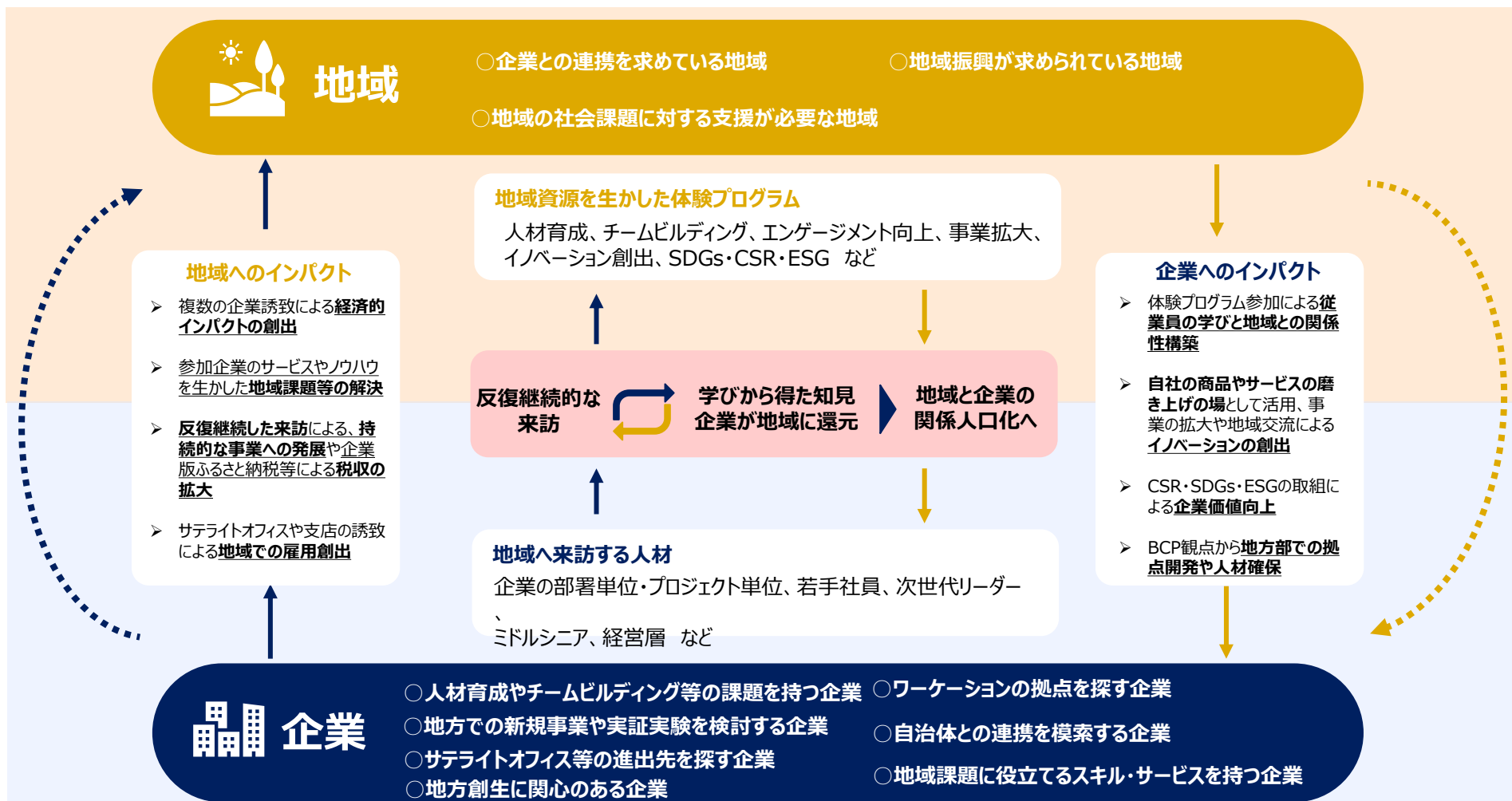
（企業側）「水産業をテーマに、地域課題に触れるワーケーションを実施したい。」

「新たな特産品としてジビエを取り扱ってはどうか？」と考える企業側の意見に対して、地域側の意見を摺り合わせてプログラム内容へ反映

行政・地域事業者と交流
現地ワーケーション

漁協に対し、自社ソリューション（IT技術）を用いた
畜養ウニ養殖の効率化および新たな養殖事業を提案

- 過年度取り組んできた業務型ワーケーションから**より地域と企業の強い結びつきを構築するプログラム造成**に取り組み、地域への**反復継続的な来訪に繋げる**。
- 具体的には、地域課題やSDGs・ESG、イノベーション創出など、地域が提供する**企業の関心度が高い体験型プログラム**を通じて、**学びから得た知見を企業が地域に還元していく「企業の関係人口化」に向けたモデル事例創出**を支援。



5.事業概要①

目的・ターゲット

- ・地域資源を活用し、企業のニーズに対応した体験プログラムを造成し、企業の反復継続的な地域への来訪を創出
- ・企業と地域がより深く結びつき、関係人口を新たに創出するほか、雇用の創出等人口減少に付随する産業振興の課題の解決やイノベーションの創出等に繋げる

実施する内容

事務局より各地域に
伴走支援者を派遣予定



①企業の反復継続的な来訪を促すしくみづくり

- (i) 企業が自社のサービスやノウハウを活用して地域課題の解決などを行い地域へ還元する仕組み
- (ii) 連携協定の締結や取組のプレスリリースなど地域と企業で継続的に関係人口として関わる仕組み
- (iii) 企業版ふるさと納税の活用など地域への再来訪がない場合でも継続的に地域を支援できる仕組み



②中長期視点の事業計画の策定

地域の課題・特性を踏まえたマーケティング・造成する体験型プログラムの方向性、持続可能な受入・販売体制の構築、企業への販売経路の確保、企業課題と地域資源をマッチングする人材確保・育成の方針等、中長期視点の事業計画を策定



③持続可能な地域づくりに向けた受入環境整備

- (i) 企業ニーズにあった体験プログラムの造成
- (ii) 企業の受入に必要な地域人材の確保・育成
- (iii) 体験型プログラムの継続的な販売に向けた体制の構築及び販路の確保



④効果検証の実施

モニターツアーに参加する企業や従業員、プログラムを提供する地域や事業にアンケート等を行い、企業と地域の関係人口化を図るための必要な重要を抽出し、分析を行う

申請主体

- 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする民間事業者等の組織・団体・協議会
※申請の代表主体が地方公共団体でない場合、地方公共団体との連携を必須とし、**趣意書を提出すること。**
- 地方公共団体の観光関連部署だけでなく、移住関連部署や産業振興部署等の関連部署と連携すること。
- 代表主体は、「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」に参画をしていること。

採択件数・事業上限額

採択件数 8件程度

事業上限額 1,100万円

※モニターツアー経費の計上は、事業期間内に同一企業が複数回地域へ来訪するモデルを対象に、2回目以降モニターツアーの実施に係る経費全体の50%を上限とします。
(初来訪のモニターツアーの実施に係る経費のは対象外)

申請条件

実証期間中に本事業により
100人泊以上の来訪の創出を図ること

加点項目

- 申請段階で事業の自走化に向けた具体的な取り組みに関する記載があること。
- 既に実施している他の取組や、今後予定している取組と本事業との相乗効果が大きいこと。
- 年3回以上の継続的かつ多頻度に来訪する仕組みづくりが具体的に計画されていること。
- 継続的な受入に繋がる販路が具体的に構築されていること

等

本事業における実証事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施。

対象経費①

	経費の項目	対象経費
実証事業等の費用	人件費・賃金	本事業を行うために必要な人件費（例：報告書等の作成、評価・検証、モデルケース構築等に従事する者の人件費）。 実証事業等に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金。
	旅費	実証事業等を行うために必要な出張等に係る経費。
	謝金	実証事業等を行うために必要な謝金（例：会議等に参加した外部専門家等に対する謝金）。 貴団体の謝金規定等に基づき計上してください（ただし、国の支出基準は超えないこと。）。
	広告宣伝費	実証事業内で行う、当該事業の魅力発信に向けた企画・開発・広報等に必要な費用（例：ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS運営費、メディア等へのリリースに要する費用）。
	借料及び損料	実証事業等を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。（新築・改築や物品購入等のハード事業は対象外。）
	消耗品費	実証事業等を行うために必要な消耗品（例：紙、封筒、ファイル、文具用品類）の購入に要する経費。 ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
	その他諸経費	実証事業等を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i. ～ vi. のいずれの区分にも属さないもの。 例：通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料）、光熱水料（例：電気、水道、ガスの料金）、損害保険料、振込等手数料、翻訳通訳、速記費用、印刷費

本事業における実証事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施。

対象経費②

経費の項目	対象経費
再委託費	事業事務局との取決めにおいて、事業実施者が実証事業等の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。
一般管理費	実証事業等を行うために必要な経費であって、本事業等に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、Ⅰ. 及びⅡ. の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。（Ⅱ. に一般管理費が含まれる場合は、合計額からその額を除く。）

対象外の経費

● モニターツアー参加者の滞在費・交通費

（但し、事業期間内に同一企業が複数回地域へ来訪するモデルでは、2回目以降モニターツアーの実施に係る経費全体の最大50%を経費対象とする）

- 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- 建物等施設の建設・改修に関する経費
- 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- 事業実施者における経常的な経費（実証事業実施に係らない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- 実証事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等
- 実証事業等と無関係と思われる経費 等

6.申請方法・申請方式

提出書類

- **公募要領及び申請様式は、観光庁HPにて公開しております。**
- すべての提出書類を準備していただきます。
- (1)については**Excel形式とPDF形式**、(2)については**PowerPoint形式とPDF形式**のものをそれぞれ提出すること。

ファイル形式	様式	
(1) Excel形式	様式1：事業内容申請書	それぞれの形式で書類作成後、PDF形式に変換し元データと共に提出すること。
	様式2：申請主体	
	様式3：実施体制	
	様式4：事業計画書	
	様式5：スケジュール	
	様式6：費用積算書	
	様式7：プログラム提案書	
	別紙1：趣意書	
(2) PowerPoint形式	事業概要説明書	

提出時の留意点

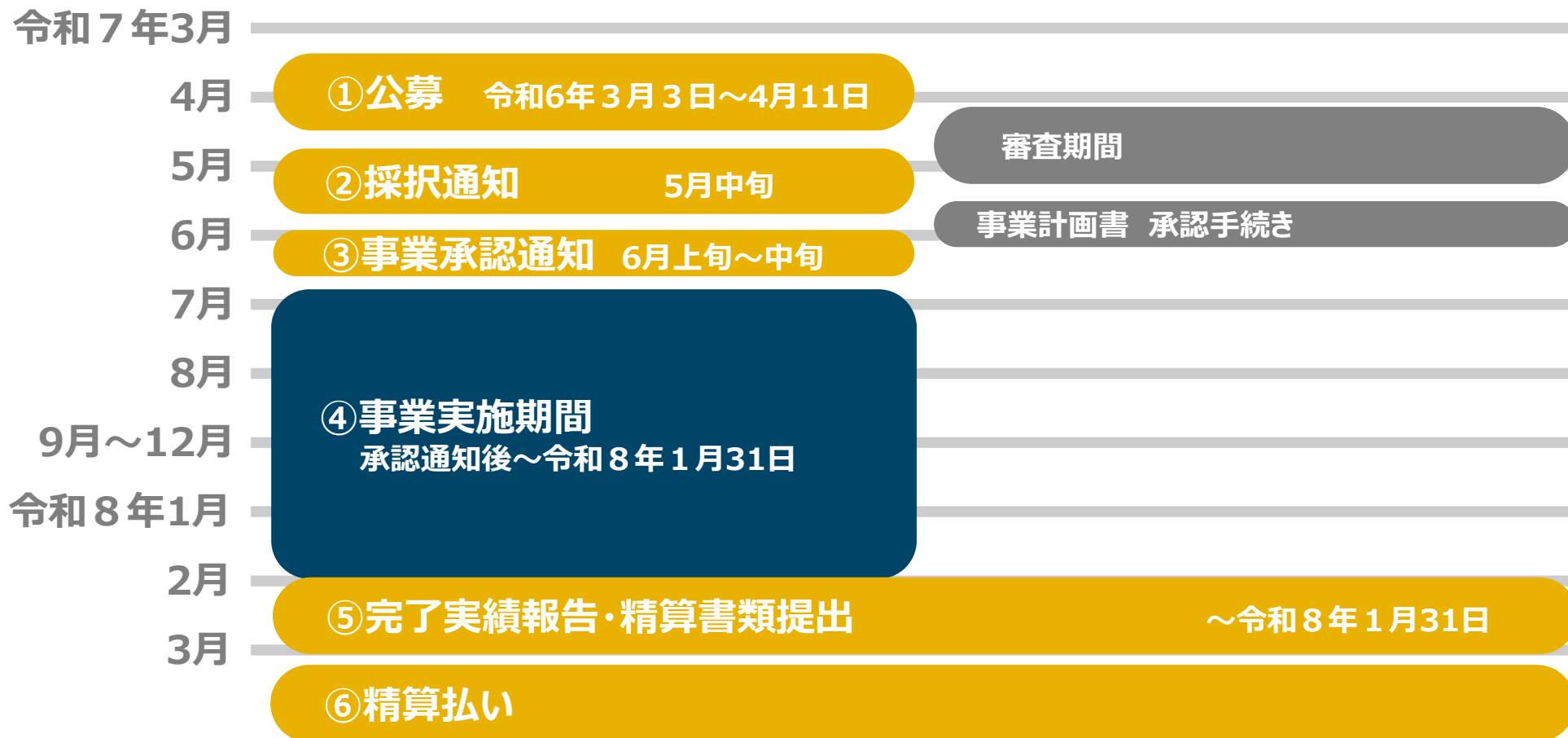
- ファイル容量は合わせて10MB以内とすること。
- 事業概要説明書は観光庁等が公表することを前提として作成すること。

提出方法

申請書類を添付し、**電子メールにて提出**すること。
大容量送受信ツール等を使用することは原則不可。

観光庁観光資源課 第2のふるさとづくりプロジェクト担当
電子メール hqt-okaeri@ki.mlit.go.jp
※電子メールの件名の冒頭に、必ず「**提出**」と付記してください。

応募から精算までの流れは以下のとおりです。



(注) 採択通知を受けても、ただちに事業を開始できるわけではありません。採択通知後に、事業計画書を提出していただき、観光庁の承認を経て、事業承認通知後、事業開始となります（採択通知後であっても、事業承認通知日より前の発注・契約・支出行為は経費対象外となりますので、ご注意ください。）。

公募期間



令和7年3月3日（月）～4月11日（金）

※本期限までに受領したものを有効として取り扱います。
一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

皆さまからのご応募をお待ちしております。

なお、公募内容に関するお問い合わせはメール
(hqt-okaeri@ki.mlit.go.jp) でも受け付けております。



第2のふるさと
A NEW HOMETOWN

